

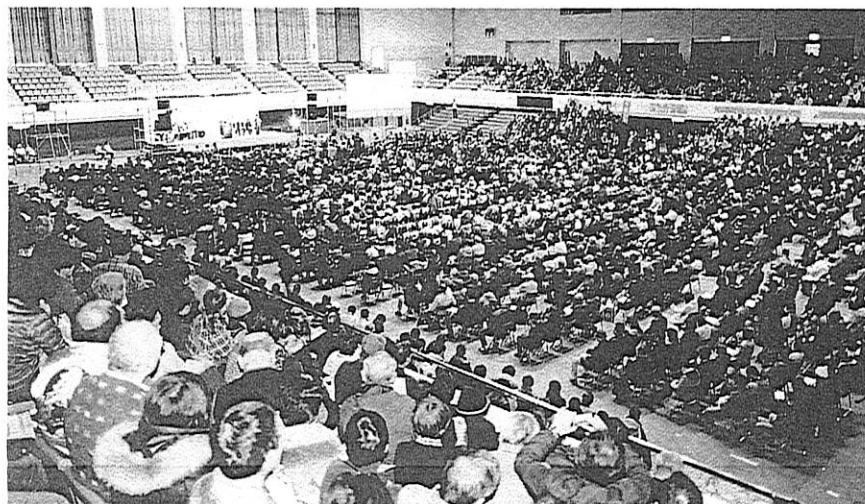


THE RED PROLETARIAN 赤いプロレタリア

●編集:共産主義者協議会 ●発行所:レッドプロレタリア社 東京都豊島区西池袋2-38-6 第1後藤ビル4F／郵便振替00130-7-638910 ●年間購読料:一部2500円(送料込)隔月発行

集団的自衛権行使は参戦への道

STOP! 参戦法



6500人が参加した(福島市)
3.14 「原発のない福島を! 県民大集会」



400人が参加した(東京新宿)
3.21 安倍たおせデモ

安保・沖縄・原発を軸に 安倍たおせのうねりを!

今国会の後半の焦点は、明らかに「安保」だ。安倍政権は、日米安保の強化、米軍支援の派兵拡大に向けて「集団的自衛権」の名を借りた参戦法としての新安保法案を、5月半ばに国会に提出し7月中の法案成立を狙っている。今こそ「参戦法阻止」のうねりを起こさなければならない。

昨年7月の閣議決定で安倍政権は、集団的自衛権の行使容認一すなわち参戦への道に大きく踏み出した。今国会でよいよその法制化—参戦法の成立を目指している。新たな安保法案は、米軍支援で世界規模の派兵拡大—参戦に道を開くものだ。断じて許すことはできない。

3月21日付朝日社説は、「安保法制の与党合意」について「憲法の制約も安保法制の枠も踏み越えて、政府与党はどこまで米軍協力を拡大するつもりなのか。〈略〉思い起こされるのは、12年前のきのう開戦したイラク戦争である。

『大量破壊兵器がある』という米国を日本は支持し、特別措置法を成立させて自衛隊を派遣した。大量破壊兵器は発見されなかった。米国情報をうのみにして追従した

との批判は免れない。誤った戦争に加担した経過も、いまだ検証されていない。しかも今度は特別措置法ではなく、いつでも派遣できる恒久法をめざしている」として「限界なき拡大に反対する」ことを明らかにした。

「対米追従」と「国家主義的偏向」を強める安倍が掲げる「積極的平和主義」とは、かつて「侵略」を「自衛」と言いくるめた一種の偽装表示のようなものと言える。本質は、武器輸出の緩和や戦後最大に増やされた来年度の防衛(軍事)予算などに象徴されるように「反平和主義」あるいは「好戦主義」とも表現しうる。しかも「強固な国家主義者」(米議会調査局)である安倍は、戦後70年の節目に、過去の侵略、植民地支配を反省した首相談話を「自虐的」と捉え、「自虐」を嫌悪しその対極にある「自尊」(自ら尊大にかまえる)を強調するのに修正したいようだ。

7月に向けて安保(参戦法)と沖縄(辺野古新基地建設)と原発(川内原発再稼働)が攻防環として煮つまる。この「アベのリスク」の「3本の矢」を叩き折る怒

りのうねりを大きくしよう。

日米安保の下で辺野古に米軍新基地を建設しようとする政府と、これを「構造的な沖縄差別」「不公正・不平等」と捉え日本(ヤマト)政府との対決姿勢を強める沖縄の闘いは新たな局面に入った。

沖縄の民意を蔑ろにして「辺野古移設」を押し付け、振興策というカネさえ積めば沖縄を懐柔できることを見くびった日本(ヤマト)政府の傲慢で強権的なやり方に沖縄民衆の怒りはマグマのようにたまっている。

昨年、辺野古新基地建設反対を掲げた翁長新知事の誕生について琉球新報の社説(12.31)は、こう述べている。「米軍基地の強要是沖縄への構造的差別であり、それを沖縄が一体ではね返すという意思が『オール沖縄』の言葉に込められている。沖縄はもはや犠牲を甘受しないという宣言にも等しい。その意味で、単に県庁のトップが交代したというとどまらない歴史的意義がそこにある。新たな時代の『幕開け』と言っている。〈中略〉(昨年)1月の名護市長選は米軍普天間飛行場の辺野古移設阻止を訴えた稻嶺進氏が大差で再選を果たした。11月の知事選に続き、12月の衆院選は『オール沖縄』を掲げる移設反対派が県内4選挙区全てを制した。〈略〉これらの意思表示は、沖縄にとり

死活的な事柄は、他の誰でもなく沖縄自らが決める、という自己決定権回復の宣言といえよう。これは単なる現状変更の要求ではない。琉球王国時代は中国交易の利益を奪奪され、太平洋戦争では本土決戦までの時間稼ぎの捨て石となり、サンフランシスコ講和条約締結時には日本独立の引き換え条件とされた。そんな『質草』扱いの史実を踏まえた意思表示だ。だからこれは、不可逆的な、後戻りできない要求なのである」としてこうした自己決定権を求める沖縄の民意は不可逆的であり、それは「政府には誤算だろうが、稻嶺進氏が述べた通り、『私たちは孤立していない。世界が見ている』のである」と論じている。

沖縄に在日米軍基地の74%が集中している現実はまったく理不尽だ。米軍基地の存在は、今や沖縄の経済にとっても最大の阻害要因として認識されている。「基地か経済か」を迫る旧来の発想や「カネと引き換えの新基地建設」の押し付け、「在日米軍の抑止力の維持」という名分自体が、すでに時代錯誤であり「冷戦」時代、前世紀の遺物でしかない。

沖縄の苦難の歴史と「命こそ宝(ヌチドゥタカラ)」の心情(ウチナーンチュ意識)を蔑ろにして辺野古新基地建設を強行する日本(ヤマト)政府への怒りが、日本

(ヤマト)に従属する同化主義との誤別を促し沖縄の政治状況に大きな(新たな時代の幕明けと言える)地殻変動をもたらした根柢なのである。為政者は、民衆がたちあがり体制を変えてしまう怖さを感じている。だから権力による弾圧は、小心者の「恐怖心の裏返し」と言える。沖縄の怒りを侮り愚弄し続けることが、いかに「誤算」であったかを、やがて安倍政権は思い知るであろう。

国家権力や為政者は「不都合な真実」を隠すばかりか嘘を言う。その本性を暴き異議申し立てをするか、それとも騙され愚弄されるかが問われる。3年半の長期にわたって福島原発事故の責任を問い合わせて抗議する場として存在してきた経産省前の脱原発テントひろばに対して2月26日東京地裁は「テント撤去」の不当判決を下した。撤去すべきは原発だと怒りの声をあげ続けよう。

650人が集まつた「原発のない福島を! 3.14県民大集会」の中で武藤類子さんは「福島(の置かれている窮状、棄民化)から見ると、日本という国家の在り方が見えてくる」と訴えた。空々しい「復興」という言葉の一方で棄民化と原発再稼働を進める安倍政権を打倒しよう。

(武佐 隆樹)

安倍の戦争国家化と対峙する沖縄・辺野古の闘い

沖縄の人々は、昨年1月名護市長選挙から9月名護市議選、11月県知事選、12月衆議院選と続いた政治戦を全て勝ち抜き、日本国家の操り人形と化した仲井真知事を追放し、「沖縄のことは沖縄が決める！」という断固たる決意を日米両政府に突きつけた。2014年は沖縄の新たな政治主体の登場を感じさせた一年となった。このことは繰り返し想起されねばならない。

暴力的弾圧で負傷者続出

年明け以降も、辺野古では凄まじい事態が進行している。ゲート前でも海上でも、海上保安庁と警察機動隊の暴力的弾圧で、作業強行に抵抗する市民側の負傷者が続出し、不当逮捕も相次いでいる。2月22日の県民大集会当日、山城博治沖縄平和運動センター議長ら2名が米海兵隊警備員により基地内に引きずり込まれ、数時間に及ぶ拉致監禁、刑特法違反容疑による不当逮捕という前代未聞の事態が起きた。海兵隊幹部の暴言など、米軍が抗議活動に対して過剰反応し始めたのも大きな特徴だ。沖縄総合事務局北部国道事務所の職員を動員して24時間の監視体制を敷き、ゲート前座り込みテント

の撤去を狙っている。

これらは全て、安倍官邸の強硬姿勢を反映した動きだ。沖縄の民意、県知事・県議会・地元名護市長・市議会の作業中断要請を無視し、翁長知事との面会さえも避け続けて突き進むその姿は、独裁国家と変わらない。「引き続き沖縄の方々の理解を得る努力を続ける」（2月12日の施政方針演説）とは、まさに「虚言もここに極まれ」（2.13琉球新報社説）というほかない。

許せない ボーリング調査再開

1月26日、翁長知事は県の検証委員会の結論が出るまでの作業中断を文書で要請した。その翌日、フロートやパイの「アンカー」と称するコンクリートブロックが大浦湾に投下され、最大45トンという巨大なコンクリートの塊が大浦湾の「奇跡の珊瑚礁」を壊し始めた。仲井真県政が許可した岩礁破碎申請の区域外の出来事だ。県の調査でもその事実が確認され、翁長知事は2月16日にブロック投下の停止を指示した。さらに県は立入制限水域内の調査も求めたが、米軍によって「運用上の理由」で拒否された。一方で沖縄防衛局が

制限水域内を潜水調査している事実が暴露された。日米が結託した隠蔽工作だ。

3月10日、沖縄防衛局による環境監視等委員会の資料改竄が報道された。この資料改竄が明らかになった3月9日付で副委員長の東清二琉大名誉教授が防衛局に辞意を伝えていた（3.12沖縄タイムス）。東氏は「現在の委員会のあり方では、環境は保全できない」と明言している。この証言は重大だ。「環境監視等委員会」は仲井真前知事の承認の「留意事項」に明記されており、いわば「承認」の前提となる環境保全を担保するものだからだ。

3月12日、沖縄防衛局は、昨年の9月以降中断を余儀なくされていた海底ボーリング調査を再開した。防衛省が「夏ごろ」としている本体工事に直結する調査だ。さらに承認申請書にもなかった長さ300mにも及ぶ「仮設岸壁」建設工事に強行着手しようとしている。防衛局は「海上ボーリング調査のための仮設桟橋。調査終了後に撤去する」と言い繕っているが、すでにボーリング調査を再開していることと矛盾する。「仮設岸壁」建設に投入される石材は、大型ダンプ5000台以上という巨大



「止めよう辺野古新基地建設」
3.21抗議集会で3900人が手をつないだ（琉球新報）

なものであり、大浦湾の事実上の埋め立てにほかならない。

3月23日、翁長知事は沖縄防衛局に対して30日までに全ての作業停止を指示し、従わなければ岩礁破碎許可を取消すことを通告した。中谷防衛相は県の指示に従わない意向を示し24日もボーリング調査を継続している。

辺野古に造られようとしているのは、単なる「普天間代替施設」ではない。強襲揚陸艦も接岸できる軍港機能を備えた巨大軍事基地だ。陸自も常駐し共同使用する（防衛省内部文書で暴露）。100年、200年先まで沖縄を日米共同の軍事植民地にし続けようというのか。到底認めることはできない。

軍事植民地からの脱却を求める沖縄の自立解放闘争に連帯し、辺野古・高江の新基地建設を阻止しよう！

4.28 シンポジウムのご案内

4.28は、1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約及び日米安保条約が発効した日。沖縄は日本（天皇メッセージ！）によって米軍政下の軍事属領として売り渡された。4.28を考えることを通じて、米軍占領から日米共同管理下の軍事植民地状況へと続く『戦後なき沖縄』と『敗戦70年の日本』の現在を問う。そして、米軍事戦略に深く規定された東アジアの残存冷戦構造を越えて、環太平洋圏の人々と連なる（未来）を構想する。（沖縄文化講座）

★シンポジウム

敗戦70年の日本と沖縄／アジア

- 4月25日(土)13時 開場
- 仲里竜、崔真碩、丸川哲史
- 全水道会館4階大会議室

4月ゼネストで闘う 韓国労働者に連帯しよう！

尾沢 孝司

民主労総（全国民主労働組合総連盟）は4月24日にゼネストを決行することを定期代議員大会で決定。現在その準備を進めている。なぜ民主労総はゼネストで闘おうということにしたのか。それは、朴槿恵政権の2年間がそうさせたのである。

朴槿恵は大統領選挙の時、「国民幸福時代」を築くなど様々なバラ色の公約を掲げた。しかし2年経って、公約のほとんどは財源がないなどの理由で、実施されないが後退している。これによって多くの労働者・労働者層が生活が破壊された。その上、統合進歩党の解散に見られるような酷い民主主義の破壊、労働運動に対する厳しい弾圧が行われてしまふ。

こうした中で非正規職対策として打ち出されたのが、「労働市場の構造改革」と「非正規職の総合対策」である。

民主労総は、これは非正規職の量産政策であり、労働者全体の雇用と生活を深刻に脅かす「労働者虐殺」政策であるとして厳しく批判している。

一方労働現場では、双竜自動車

（整理解雇の撤回、70mの煙突の上に籠城）、スタークミカル（分割売却中断と工場稼動、解雇撤回、40mの煙突の上に籠城）、SKブロードバンド、LGU+（非正規職の撤廃、この2労組は15mの電光掲示板の上に籠城）などの非正規職労働者や整理解雇労働者は、高空籠城、五体投地のデモ行進（全身を地面に投げ伏して礼拝する方法で、十歩ごとに礼拝しながら歩いて延々と進むデモ行進）などの過酷な闘争を継続している。

このような朴槿恵政権と資本の過酷な労働者支配と弾圧が行われていることに対して、民主労総がゼネストに踏み出す大きなきっかけは、執行部三役（委員長、主席副委員長、事務総長）の直接選挙だ。民主労総は今年結成から20年を迎える。非正規職が実質的に全労働者の50%を超えるなど民主労総を取り巻く環境も大きく変化し、組織力や社会的影響力が低下して労働運動の危機と言わってきた。そこでその対策として位置づけられたのが役員の直接選挙だ。これによって、組織の求心力を高め、労働運動の再生と革新を

図ろうというのだ。しかし67万人もの有権者がいる役員の直接選挙はいろいろな困難が伴い、長年の懸案だった。その直接選挙がようやく昨年11月から12月に実施された。この選挙には、4つのチームが立候補した。

11月8日から始まった直接選挙は、決選投票を経て、12月24日、予想に反して「闘争する民主労総」をスローガンに掲げ、「2015年労働者生かすゼネスト」で闘おうと主張する、汎左派統一候補のハン・サンギュンチームが当選した。「ゼネストで闘う」というハン・サンギュンチームの選出は、朴槿恵政権の2年間、民主労総の指導部が有効に対処できなかつたことに対する、ぎりぎりまで追い詰められた組合員たちの選択の結果だ。

委員長に当選したハン・サンギュンさんは、2009年に77日間の双竜車整理解雇反対玉砕ストライキを指導した双竜車元支部長だ。当時、玉砕ストライキで拘束され、拘束3年後の2012年に出所した。出所直後には双竜車の国政調査実施、解雇者復職、非正規職の正規



戦後70年 「戦争する国」を許さない
2.28韓連帯集会

職化を要求して送電塔で171日間の高空籠城を行った。

選挙戦からゼネスト方針を掲げたハン・サンギュン執行部は、労働法制が改悪されてからゼネストをしても遅いと、4月に先制的にゼネストを行うことを提起し、2月12日の定期代議員大会で、4大要求獲得のために4月24日にゼネストを行うことを正式に決定した。

4大要求とは、①「より容易な解雇・より低い賃金・より多くの非正規職」を画策する「朴槿恵の労働者虐殺政策」粉碎、②公的年金の強化および公務員年金の改悪中断、③最低賃金1万ウォン獲得、④勤労基準法の全面適用および労働法第2条改正、全ての労働者の労働基本権獲得である。

民主労総は、朴槿恵政権に対し

て、3月31までに民主労総対政府要求に応えて面談に応じると要求した。代議員大会以降、民主労総執行部と現場巡回団が、全国の各職場を巡り、組合員に対する宣伝、教育、対話を実施している。現在、全国の職場で3月21日から4月8日までゼネストの賛否投票を行っている。

今年は敗戦70年、朝鮮半島では解放・分断70年、朴槿恵政権の新自由主義独裁に対抗する韓国労働者と、安倍政権の暴走に苦しむ日本の労働者がどのように連帯・交流していくのかは大きな課題だ。

4月ゼネストで闘う民主労総に、帝国主義本国労働者人民の立場を踏まえて、労働者階級の国際連帯で支持と連帯のメッセージを送ろう。

経産省前脱原発テントひろば裁判 2.26不当判決弾劾！

佐藤 保

これまでの簡単な経過

経産省前テントひろばの裁判は、2013年5月20日に第1回公判が開かれて以来、2~3カ月に1度のペースで回を重ねてきた。2014年10月14日に開かれた第8回公判ではテント側から「今テントが建てられている場所は国側資料によると『ポケットパーク』と指定されており、市民が憩いの場として普段から自由に利用しており通行の妨げにもなっておらず、福島の被害者の側に寄り添って（世論も70%以上が原発反対を意思表示している）自公政権の原発再稼働推進政策を批判し、被害者への十分な補償を要求し、全国、全世界へ発信して交流を活発化させている事には少しの違法性も無い」と主張し、12月3日に行われた第9回公判においても福島・双葉町から避難しているKさんの感動的な陳述（テントに来て初めて心の拠り所が得られ「テントは第二の故郷」と証言された）も行われた。その後、弁護団から第10回公判での①残りの証人の証言、②憲法学者らの証人申請などの予定を発表した所、突如として村上裁判長は「今の件について合議します」と言つてあわてて退廷した。10分後に戻

つて来ると裁判長は立ったまま小声でボソボソとしゃべり出した（傍聴席の前の方でも小声過ぎて聴き取れなかった）。裁判長は「結審する」と言ったそうだ。それを聴いた弁護人が直ちに「（裁判官を）忌避する！」と叫んだのだが裁判長はそれには目もくれず奥へ逃げて行った。

この公判の1週間前には裁判所・国・テント側弁護人による「進行協議」がいつも通り開かれ、その場で裁判長自ら「第10回公判は2月26日にやりたいがどうか」と提案してきたので弁護団も異論はなく、第10回公判には福島避難民を含めて6人のテント側証人が証言する事で了解された、という経過があったのである。この日で結審などとは全くの約束違反であり、我々が受け入れられるものではなく、弁護団は電話で村上裁判長に抗議したが、理不尽なのは百も承知の裁判長は電話口には一切出て来ず、弁護団の抗議を無視したのだ。

しかし、地裁段階での「裁判官忌避申し立て」は有効となり、民事1部で審議されたのであるが、村上裁判長の「忌避申し立てはテント側の権利の乱用である」という主張を取り上げて、12月26日に

却下してきたのである。即時、高裁に抗告したが、その件についても今年の1月末に却下され、弁護団が2月17日に「進行協議」を村上裁判長に電話で申し入れたが「進行協議はしない。2月26日は判決公判である」という返事が返って来て、2月26日を迎えたのであった。

この日は朝から強い雨が降り続いているので、傍聴者が減ってしまうと心配していたが「判決公判を是非自分の目でみてみたい」と全国から333名の方が傍聴券を求めて集まつた。

事前の打ち合わせでは抽選に外れた人は全員、一階ロビー付近に待機し予想される不当判決に対する抗議行動を行うという事だけ決めて抽選に臨んだ。外れた我々も全員、ロビーにスムーズに入れられた。我々は103号法廷のすぐ横で待機していたのであるが（5分足らずで終わるはずの判決なのに）10分経っても誰も法廷から出てこない（予定では指示役が出てきて、ロビーで抗議のシップリコールをやる事になっていた）。

後で解った事だが、その時法廷内では、被告・弁護人の居ない所で村上裁判長が相変わらずボソボソと聴こえない程度の小声で、判

決の要旨を読み上げていたのだ。それに対して傍聴人から抗議のシップリコールが行われていた。外への連絡も周りを取り囲んだ廷吏によって阻まれた。異常な事態に気付いた我々も法廷内へ入ろうとしたが、廷吏に阻まれた。そうこうするうちに被告がやって来て、裁判所前で抗議集会をやるという事でロビーを出た。

ここでは、前回の公判で我々をだまし討ちにした村上裁判長に抗議するため被告・弁護団は法廷に入らなかった事が急きょ決まって行動に移された事が報告された。判決内容（①占有地は明け渡せ②損害金を支払え③以上につき仮執行を認めるというもの）も一方的なもので認められない。まるで福島の被害者など存在しないかのような内容であり、怒り心頭に達した我々は報告集会の会場である参議院議員会館に向かった。

報告集会は、補助いすを出さないと座れないほど盛況となり最終的に400名を超す結集となった。ここで確認された事は①原発事故が半年経つも誰一人として事故の責任を取っていない事②被害者への補償も遅々として進んでいない事③再稼働の準備さえなされつつある事、という3年前テントを建てて抗議を始めた頃と今とで、何も変わっておらず、自公政権は何の反省もなく原子力マフィアの利益のために再稼働に突き進んでおり決して許されない。この状況を打破するため、これまで以上に全国・全世界に発信し、共に固く結びつき全原発廃炉まであきらめ

ず、しぶとく、しなやかに闘っていかねばならない——本当の意味で経産省前テントひろば運動が試されているのだという事——以上を確認して集会を終えていった。

テント運動は新たな局面を迎えた

仮執行付き判決が出されてからはテントに対して強制撤去がいつ来るかもおかしくない状況の中で、2月27日から臨戦態勢に入ったテントひろばであったが（3月中には来るであろうと身構えていた）、テント弁護団による即時高裁への抗告手続き、及び仮執行に対する執行停止の申し立てに対して高裁は3月16日、テントに対し500万円を供託金として納めるならば執行停止を理由あるものと認めたと回答した。すぐに弁護団会議が開かれ、支援者から500万円を借り受ける事ができ、翌17日に納金した。

それによって高裁は正式の書類を18日付けで作成し、テントに送り届けてきた。ここに手続きは完了し、高裁の判決が下りるまで強制撤去は延期になった。少しの間は余裕ができた。高裁が地裁の仮執行を停止した理由は不明だが、地裁の村上裁判長がテント弁護団をだまし討ちにした事と、福島の避難民、憲法学者、土地評価への鑑定人らのテント側申請に対して検討しないと、余りにもお粗末な判断で「これではマズイ」と考えたのか。そして全国の70%の世論を無視できなかつたのだろう。

闘いはこれからだ！

10年目を迎えた保安処分 =医療観察法の現在

北村 裕

医療観察法の施行10年

2003年に多くの反対の声を押し切って与党の強行採決によって成立した医療観察法（「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」）は、2005年7月より施行され、今年の7月で10年が経過しようとしている。5年目の見直しの年には、ほとんど検証もされないまま経過し、新たな病棟建設が行われて、現在では808床となっている。

このように指定入院医療機関は、全国に808床（国関係487床、都道府県関係321床）ができており、指定通院医療機関は、病院450カ所、診療所40カ所が整備されている（2015.3.5）。審判の状況は、申し立て総数3107件のうち、入院決定1986、通院決定464、医療を行わない旨の決定523、却下109、取り下げ23、申し立て不適応による却下2となっている（2013.12.31）。

10年目の医療観察法 を検証する

3月19日、衆議院第二議員会館において、心神喪失者等医療観察

法をなくす会と、心神喪失者等医療観察法を許すな！ネットワークの共催で、院内集会「施行から10年目の医療観察法を検証する」が持たれた。当日は地道な取材により、医療観察法の実態に迫り、昨年『ルポ 刑期なき収容—医療観察法という社会防衛体制』（現代書館）を出版したジャーナリストの浅野詠子さんと、刑法学者の内田博文さん（神戸学院大学教員）をお招びして、話を聞いた。参加者は40名。

浅野さんは、昨年6月、2年間の取材を基に本を出版されたが、本のタイトルにあるように、医療観察法は強制入院の期限の上限が設けられておらず、他害行為の疑いと再犯の恐れを要件として運用されており、収容が強化された社会防衛体制となっていることを指摘した。医療関係者はばかりではなく、家族や当事者の人の取材を通して明らかとなつた医療観察法のいくつかの論点は以下のとおりである。

1. 入院処遇 当初は720床の入院病棟を各都道府県に建設することを目標としていたが、現在は既に北海道と四国を除き808床が建設されている。入院処遇では、

「手厚い医療」が目指され、年間1人に2200万円をかけ、1人に6人の「多種職のチーム」（医師、看護師、臨床心理士、作業療法士ら）が関わっている。また、入院期間もガイドラインでは1カ月とされているが、一昨年すでに平均2年半を超えており、これは、発達障害や認知症など治療に反応しない人も収容されていることが関わって長期化している。

2. 通院処遇 手厚い入院処遇に比べて、通院処遇は環境の激変にさらされている。全国の指定通院医療機関は、既存の精神科病院が担当しているが、指定医療機関は偏在しているので、住いの近くにあるとは限らず、2時間も3時間もかけないと通えない例もあるし、地域の医療福祉の実態はさまざまであり、退院後の処遇を支える制度設計は十分ではない。自殺者がすでに40人以上出ており、通院処遇中の対象者が多い実態がある。

3. 鑑定入院 この法律の申立てがなされると、鑑定入院から始められるが、鑑定入院の在り方が問題となっている。処遇の3要件「疾病性」「治療反応性（可能）」「社会復帰要因」について

検討されることになっている。期間は2カ月ないし3カ月と定められているが、1カ月で裁判所は、見通しを聞いてくる。1カ月では、治療反応性のうち、薬への反応性ぐらいしかわからず、特に入院処遇で行われている「内省療法」への反応性は不明のままである。

また、鑑定入院期間の処遇についての規定がないため、必要な治療を施されたり、終日保護室に入れられたりとさまざまな処遇を受けている。

統いて、内田さんは刑法学の観点からの問題提起を行つた。明治以来、日本の医療・福祉は社会防衛の色彩を強く持っており、治安と一体化したものとしてあった。1990年以降、そのような侧面が一段と強化されてきている。治安は市民的治安と政治的治安を考えることができるが、最近の動きはこれらが融合してきており、更に、戦争する国家としての治安強化がこれに加わろうとしている。

新しい動きとしては、共謀罪新設や新しい捜査手法導入の動きなどがこの間出てきており、刑事手続き自体に再犯防止機能を持たせることが検討されている。2007年には、「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を廃止して更生保護法に一本化された。この法律は、犯罪者及び非行少年の更生及び保護観察制度の運用など再犯の予防に関する手続や、これらに関する行政機関について規定したものである。「刑法改正」

では挫折した保安処分制度を更生保護制度の活用によって実施しようとするものである。

再犯防止制度は、現在施設内の措置と社会内での措置とが作られているが、医療観察法はこの二つがドッキングしたものといえよう。

医療においても、社会防衛の色彩は濃く、特にハンセン病や精神医療において強く機能している。その中でも医療観察法は、医療の基本理念から見て、再犯の防止ははじめないし、支配、服従の関係が強いられている。また基本的人権から見ても、精神障害者に限った再犯防止とそのための強制医療は、疾病を理由とする差別・偏見を拡大強化しているといえよう。患者と医療関係者との相互理解と信頼に基づいて、医療は提供されなければならないにもかかわらず、支配・服従の関係が強いられている。医療観察法はまさに社会防衛の牽引車としての機能を果たしているといえよう。

近年、自治体の治安維持に関する条例として、「安心・安全街づくり条例」が作られているが、この中で治安の担い手として住民を捉える方向性が出されている。このような流れの中で、医療観察法を考えいかなければいけないだろう。

このように、保安処分体制の強化が進む中、医療観察法を私たちには廃止していかなければならぬ。共に闘おう！

格差・社会的排除に抗う 越境する社会運動

原 隆(NO-VOX Japan)

いわゆる最近の「ピケティ・ブーム」は、「持てる者」と「持たざる者」との貧富の「格差」が、社会的な「不平等」を拡大させており、是正すべき社会問題として再認識することを促した。だが日本においては、「格差」や「貧困」に対する関心はあるものの（毎日の世論調査によると約7割が「格差拡大」を認識）、「反格差」の社会運動は高まりを見せていないのが実情だ。それでもピケティの『21世紀の資本』は、消え入りそうな日本の格差問題を刺激し再び燃え上がるさせる油の役割を果たしたといえるのではないか。

格差=不平等にどう立ち向かうか、というテーマは、現下の最大の政治・経済・社会問題の一つであり、それは世界的な潮流になっている。2011年に大きなうねりを起こした欧州の「怒れる者たち」や米国の「ウォール街占拠」の社会運動は、格差・不平等を拡大するグローバリズムへのプロテストであり反抗であった。その意味で「社会的公正と平等にもとづく革新的潜在力」（ハーヴィイ『反乱する都市』）を有した都市の新し

い社会運動であり、新たな反グローバリズム・反格差のうねりだ。

いまや「不安定」を意味する「フレカリテ」（仏語）と「二極化」が格差社会の有り様を象徴するキーワードとなっている。グローバリズムによって一握りの「持てる者」が暴利を貪り富を独占する一方で、大勢の人々が「最低限度の生活（生存権）さえ保障されない」「人間らしく生きられない」ような貧困にどうして苦しまなければならぬのか。最富裕層1%が所有する富（資産）は世界中の富の5割を占めている。どう考えたってこんな社会は歪（いびつ）だ。

「豊かな」先進国に於ても餓死には至らないまでも「新たな貧困」・格差が広がっている。貧富の格差=不平等を拡大し、誰かを犠牲にして成り立つ「平和・繁栄」は、欺瞞であり不公正（アン・フェア）である。そもそも「人間らしく生きられない」という現実は、自由や希望が失われ未来が閉ざされた「奴隸」に等しい物扱いされた状況を意味しているのではないか。ドイツの詩人ゲーテは、「自由でないのに自由だと思

っている人間ほど、奴隸になっている」と言った。

失われた「住まいの権利」取り戻せ

生活に困窮する貧困者（日本では6人に1人の約2千万人が貧困者とされ、その半分に当たる約1千万人が「最低限度の生活」を営むことさえ困難で公的扶助・生活保障を必要とする人たち）の増大は、そもそも社会的権利である社会保障（年金、医療、失業保険等）からの排除=社会的排除や不安定な非正規雇用（半失業）等によって貧富の格差=不平等を拡大させた社会の仕組みや政治の在り方（怠慢）に起因するのである。だが社会保障の解体を政策の一つとする新自由主義は、貧困の原因是「怠惰」であるとして貧困者自身の「自己責任」にすり替え、「怠け者」扱いすることによって社会保障等の権利からの排除（社会的排除）を正当化し「就労自立」策にシフトしている。一方で生活保護を受けること自体を、生存権・社会的権利として認めるのではなく、「行政の世話になる=

施しを受ける」ことだと蔑み、「恥じる意識」を刷り込むことで「権利意識」の放棄に誘導する。

安倍政権は、防衛費を戦後最大に増やしたり大企業の法人税を減税しながら、「先進国」の中でも最低水準にある社会保障支出をさらに減らすために生活保護の切り下げを行っている。生活保護制度を巡る最大の問題は、生活中困窮し公的扶助を必要とする貧困者の増大にもかかわらず、その大半（約8割）が生活保護の権利から排除されているという社会的排除の深刻さにある。貧困・格差を拡大する新自由主義グローバリズムに対抗するには、こうした社会的排除との闘いが不可欠である。社会的に排除された「声なき者」が、社会運動を通じて失われた権利と「声」（発言権）を取り戻していくことが肝要なのである。

社会の最底辺で窮屈の貧困に苦しんでいる典型的な存在が、住まいを失った者たち（居住喪失者・ホームレス）といえる。野宿者・ホームレスや在日外国人・移住労働者等の社会的排除を最も被つて周縁化（マージナル化）された存在と連帯することによって、底辺から見るとその社会の歪な有り様一格差・社会的排除が見えてくるのである。この日本という社会では、「人間らしく生きる権利」（生存権）がいかに脅かされ奪われているか。あらゆる社会的権利

から排除され生存権を脅かされている人たちが、なぜ存在しているのか。その社会的な不公正・不平等な有り様は、日本という国がいかに「人権後進国」、「低福祉国」であるかという「不都合な真実」を浮き彫りにしている。

住まいを失った者（野宿者だけでなく宿、店、施設等の「屋根」はあっても「住まい」を持たない「ホームレス」居住喪失状態にある者）は、社会的権利である「住まいの権利」から排除されていることで貧困に苦しんでいる。

「人間らしく生きられる権利」（生存権）にとって不可欠な「居住の権利」（「安全、平穏に、人間としての尊厳を持って住む場所を持つ権利」）国際人権規約の社会権規約11条）は、同規約および日本の憲法（25条）上、全ての人に保障されるべき社会的権利だ。生存権に不可欠なこの「住まいの権利」を手にしホームレスから脱するための支援運動が世界中に広がった。ところが日本の運動内の一端には、生保受給を「行政の世話になること」だと蔑み、居住権から排除されたホームレス状態を容認して、「一生野宿」で頑張ろうなどと虚言を弄した思い上がりで公共空間の「占有」を自己目的化する利用主義がみられる。こうした空論的で身勝手な引回しや分断を許さず、「持たざる者」の越境する連帯の歩を進めよう！

「イスラム国」（IS）による人質殺害 安倍は2人を見殺しにした! もっと怒ろう!

殺害の口実を与えた誤ったメッセージを発したことによって「尊い人命を弄んだ」のは、ISだけではなく安倍も同じではないか。

第3に、なぜ安倍は、ISとの人質解放に実績のあるトルコではなく、交渉のルートもスキルも乏しいヨルダンで対応にあたったのか。単にヨルダンがアラブ諸国唯一の親米路線をとり、米国等の対IS情報機関の拠点であったからではないのか。米国「テロリストと交渉するな」というご都合主義（米国自身はテロリストのタリバーンと交渉し米軍兵士を取り戻した）の「脅しに屈し、その意向を配慮して、つまり米国の色をうかがうだけで、ヨルダン政府は、ISの口実を与えた誤ったメッセージを発したことによって「尊い人命を弄んだ」のは、ISだけではなく安倍も同じではないか。

シリアの人々の苦境を世界に発信しようとした後藤さんの「助けられた命」さえ見殺しにした安倍政権が、「人命第一で全力を尽くした」など到底いえない。偽善と言わざるをえないのだ。安倍が中東歴訪の最中、ISによる日本人人質殺害予告に対する記者会見をこともあろうにアラブ諸国と対立するイスラエルの「ダビデの星」の国旗が飾られている場で、

米国流の「対テロ戦争」をなぞり「テロに屈しない」と表明したことはISに「十字軍」の一員とみなされるお墨付きを与えたようなものである。2人の人命を危険にさらすことへの警戒感や危機感がまったく乏しかったことは否定しようがない。パレスチナを占領し植民地化しているイスラエルとの協力関係の強化や「テロ対策」の連携をアピールした安倍の姿は、イスラム社会の人々に不信感を与えるものでしかなかったのだ。「イスラエルと共同の場で『テロ』に言及する前に、イスラエルがどのような人々をテロリストと呼んできたか、振り返ったのだろうか」（黒木英充・東京外大教授2.2付朝日）。「米国の色をうかがうのではなく、イスラム社会そのものに向き合う姿勢は、日本外交に対するイスラム社会の不信感を拭うことにもつながるのでないか」（宮田律・現代イスラム研究センター理事長、1.26付朝日）。こうした批判に安倍政権は、どうして耳を傾けないのか。また南ドイツ新聞（1.21付）は今回の安倍の中東歴訪が「（テロリストを）挑発した面もある」との見方を紹介している。

そもそも「人質解放」の選択肢として3つのことが考えられた。1つは、人命優先ですみやかに人質解放のための交渉をすること。

2つは、軍事的な救出作戦。3つ目は、人質を「見殺し」にすることだ。安倍は、「テロリストと交渉するな」という米国の顔色をうかがい追従し3つ目を選択した。

「独自の決定を行う権利」（米国務省のサキ報道官）がありながら

安倍は、終始対米追従を変えず、本気で人質になった2人を救出・解放する気はなかった。

一方で「ISは当初から人質を殺害しようとしていた」、「人質解放は無理だった」といった御用評論家たちや「（日本政府は）救出に手を尽くした」（2.2付読売）という安倍政権擁護の見解が増幅されている。2人の命を守れなかった政府の責任は重い。共産党をはじめ政党やメディアは、なぜ政府批判を自粛したり自主規制し封印してきたのか。2人を見殺しにした安倍政権の責任を隠蔽することは許されない。

米主導の対テロ戦争が新たなテロ集団を生み出した！

「イスラム国」（IS）は、卑劣なテロリズムを手段にしたイスラム・ジハード（聖戦）主義のカルト集団だ。その本質は政治思想的に、民主主義を否定し憎悪と暴力、恐怖で人を強権的に支配して戦争に駆り立てようとする点で、「十字軍（鬼畜米英）撃滅」を唱えるファシストといえる。だが、

この新たなテロ集団・ファシストを生み出したのは、米国主導の間違ったイラク侵略戦争と占領政策であり、シリアの民主化運動が弾圧された後の内戦の泥沼化である。「テロとの戦い」が、何十万人もの犠牲者を生み、ISという怪物を育てたのではないのか。米国は「テロ国家」と名指ししてイラクのサダメ・フセイン政権を打倒したが、10万人以上の犠牲者を出す中で、ISという新たなテロ集団を生み出したのだ。日本政府もこのイラク侵略戦争を支持し自衛隊を派遣することでテロの標的にされたようになってしまった。このように「軍事力でテロを根絶することはできない」（内藤正典・同志社大教授）というのが、この歴史の過ちの教訓である。100年もの間、米英仏等の「大国の横暴」と植民地主義にあいできた中東は今、政治的な混迷と不安定化の度合を深めている。

安倍政権は、人質殺害で米国追従の対テロ支援への代償を払わされた。安倍政権の人命軽視と対米追従の結果が2人を見殺しにしたのである。ところが安倍政権は、自衛隊法を改悪して日本人救出の名を借りた海外派兵や集団的自衛権行使の中東への適用を目論んでいる。こうした安倍の姿勢に対して、米国社会にも安倍が「強固な国家主義者」（米議会調査局）であり「平和主義から逸脱しかねない」（NYタイムズ）という危惧がある。私たちは、人命よりも対米追従を優先した安倍政権の欺瞞と偽善をこれ以上許すわけにはいかない。安倍政権にもっと怒ろう！

（原 隆 2月5日記）